

議案第 6 号

逗子市情報公開条例の一部改正について

逗子市情報公開条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市情報公開条例の一部を改正する条例

逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「から起算して 7 日以内」を「の翌日から起算して 6 日以内」に改め、同項ただし書中「当該公開請求があった日から起算して 30 日を超えない範囲で決定期間を」を「当該期間を 23 日以内に限り」に改める。

第15条第 4 項中「から起算して 30 日以内」を「の翌日から起算して 29 日以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の逗子市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開請求及び不服又は相談等の申出について適用し、同日前になされた公開請求及び不服又は相談等の申出については、なお従前の例による。

（提案理由）

情報公開請求に対する公開決定の期間等の規定について、民法（明治29年法律第89号）の期間計算の方法を前提とする保有個人情報の開示決定等の期限等との整合性を図るに当たり、改正の要あるため提案する。